

## 草津市自治体基本条例（案）に関するパブリック・コメントの実施結果

1. 実施期間 : 平成23年4月15日（金）から平成23年5月16日（月）まで
2. 提出通数 : 42通（窓口提出 2通、ファクシミリ 3通、電子メール 34通、郵送 3通）
3. 意見総数 : 58件
4. 意見の内訳 : 別添のとおり（意見は要約してあります）

【全般】

意見	市の対応
<p>現在まで、市の憲法たる基本条例が無くても、上位法のもと、適正に施政されてきたなかで、なぜ今基本条例が必要なのか。</p>	<p>国で言うと、先ず憲法がありその下に各種の法律がありますが、自治体の場合は、これまで国の法律や通達などに則って、必要な条例を制定して市政を運営してきたという経緯があります。ここに至って、地方分権が打ち出され、「自治体のことは自治体で判断する」こととなり、自治体運営の基本的な原則を定める必要があることから、今回、自治体基本条例を制定しようとするものです。</p> <p>確かにこれまでは、この条例がなくても市政を運営してきました。しかし、これまでの市政運営の手法は十分ではない面もあります。これまでの「市民参加」の手法や「情報公開」の在り方などについては、地方自治法などの法律による根拠付けがなされているわけではないことから、本条例を市政運営の原則としての「基本となる条例」として位置付けようとするものです。</p>
<p>市民の直接政治参加を可能にする基本条例は法律違反である。 しかも時間に余裕のある人だけが得をする非常に不平等な制度である。廃案を希望する。</p>	<p>地方自治法（第74条―第88条）には請願・陳情、条例の改廃、市長や議会の解職など、市政に対する市民の直接請求がかなり広範に規定されており、現実的にそれが発動しています。これは、地方自治においては、市民と自治体の関係がより近く、より直接的な意思が示される方法が用意されており、「地方自治の本旨」を考える上で重要なことであるといえます。</p> <p>また、市民参加につきまして、これが直接的な政治参加であるということへの御指摘であろうかと思いますが、間接民主制によって選挙で選ばれた市長や議員が、市政運営を担っていくことはもちろんのことですが、政策形成の過程で、さまざまな市民の意見を市政運営に反映することも重要であると考えており、市長（行政）と議会（議員）が市民の信託に応えていくためにも、市民参加は必要不可欠であると考えており、法律には違反していないものと解釈しており、違憲であるという判例も出されてはおりません。</p> <p>ただし、住民投票の投票資格者等の詳細については、基本条例では規定しておらず、別途定める条例にて規定してまいります。</p> <p>「時間に余裕のある人だけが得をする制度」とのご指摘に関しましては、別途定める「市民参加」における条例において、さまざまな市民の参加が得られるように配慮すべき事項であると考えております。</p>
<p>「市民」の定義として、日本国籍を有する者とするべきである。 (主権者は、日本国民であるという意見もあり) 市民参画・協働など、外国人や市民団体の政治介入を許す政策には反対である。</p>	<p>本条例では敢えて用語の定義を行っておりません。これは、条例中に規定する内容によってその示す範囲が異なるからであります。ただ、他の条例では、用語の定義を規定して、その示す範囲を明確にしたいと考えています。</p> <p>市政運営は国籍などに関わらず、さまざまな人々の存在を踏まえて進められる必要があると考え、敢えてここで「日本国籍」という限定的な制限を加えることは考えておりません。</p>
<p>本条例では、「市民が市政に参加する」、「市民の意見を行政運営に反映させる」等とされていますが、この条例制定には、一部の者だけが参加し、市民には広く周知されていないのではないかと。</p>	<p>条例案の検討に際しましては、平成21年2月に市民等で作る草津市自治体基本条例検討委員会を組織し、2年もの間議論していただきました。この間、市ホームページをはじめとして、町内会を通じて「条例ニュース」を回覧させていただいたり、市の広報紙である「広報くさつ」においても周知してきたところであり、また、市民フォーラムや、市内13学区・地区でのタウンミーティングを実施いたしましたし、さらには、条例案の全文をこの4月15日号で掲載させていただき、パブリック・コメントを募集させていただいたところです。</p> <p>御意見にありますように、本条例では、「市民参加」と「情報共有」を市政運営の基本原則と定めており、今後、これらのさらなる推進を図ってまいりたいと思います。</p>
<p>全ユニットをつくりあげるのにかかる工数と予算は、本当に合理的なのか疑問に残る。 他市が導入したから、「右にならえ」はおかしいのではないかと。本条例制定に急ぐ理由も説明のないまま、草津らしさのかけらもない条例に何の価値があるのか。 6月議会で廃案にならない為に、議会に妥協したとしか思えない内容で（大事な点はすべて「別途条例扱い」）、この条例が制定されたところで、草津市の何がよくなったのかきちんと説明してほしい。タウン</p>	<p>条例案の検討に際しましては、平成21年2月に市民等で作る草津市自治体基本条例検討委員会を組織し、2年もの間議論していただきました。この間、検討委員会を32回、学習会を8回開催しました。</p> <p>合理的かどうか、市民の皆さまの判断にお任せすることとなりますが、市民の手で一から作り上げてきた条例案のこれまでの検討経過や、検討委員会からの提言書をベースとした市の取組み状況などをご確認いただきたいと思います。</p>

<p>ミーティングでは、この条例の草津らしさは、第28条にあるとの説明だったが、住民投票の具体的数値はワイプアウトされてしまった今、説得力があまりにもかけると言わざるをえない。</p>	<p>います。</p> <p>また、「草津らしさ」に欠けるとの御意見でございますが、本条例では、その特徴として第28条「住民投票」を常設型の制度として規定していること、さらには、第6条「市民参加」において、政策過程の各過程の早い段階から「市民参加」の機会を設けるといふ点に特徴があるといえます。</p> <p>条例制定を急いでいるのではないかと御意見でございますが、市民検討委員会では2年間の議論をしていただき、市民検討委員会としてパブリック・コメントや市民フォーラムを開催いただき、一方、市においては、市民検討委員会から提出された「条例提言書」をベースとして、庁内で検討し、議会とも議論を重ねながら、今回条例案を作成し、市としてのパブリック・コメントならびに市内13か所の市民センターにおいてタウンミーティングを開催し、市民の皆さまへの周知を図ってきたところでございます。</p> <p>制定に要する期間については、その議論の過程が重要であると考えており、十分な議論が行われてきたと考えております。</p> <p>この条例が制定された後には、この条例を基本とした市の法務体系を整理し、また、「市民参加」に関する条例や「住民投票」に関する条例の制定により、市民の皆さまの信頼に応え得る、自律した市政運営に繋げていけるのではないかと考えております。</p>
--	---

【前文】

意見	市の対応
<p>「主権者である市民は、草津市全体にとって必要な取り組みを地方政府である草津市に信託します」という表現は、条項のねらいとして書かれている「市が行う行為の源は主権者である市民であり、その市民が市に市政運営を託している」の意味よりも、「市民は、草津市に一任している」という意味に見えてしまう。「主権者である市民は、草津市全体にとって必要な取り組みを【信託するため】、地方政府である草津市【を設置します】」でどうか。「地方分権を踏まえ、市民の信託に応えうる」は目的と手段が逆転しているように見える。順序を逆にして「市民の信託に応えうる【ため】、地方分権を【求め】」でどうか。</p>	<p>市民参加や情報公開などによって、市民の意見がよりよく市政に反映されることや、市政運営の基本方針が守られること、そして市民にとって必要な取り組みを遂行していくことが、市民の信託に応えることであると考えており、市民は、選挙で選ばれた市長と議会に市政運営を全権委任しているわけではないと考えています。</p> <p>また、本条例が、地方分権以降においていかに自治体運営をどのように行い、市民の信託に応えていくのかについての市政運営の基本原則を定めるものとしていることから、原案通りの表現といたします。</p>

【第1章】総則

第2節 条例の位置付け

意見	市の対応
<p>総則の【条項のねらい】に、「市政はこの条例を基本に運営すべきである」、「法律や条例は、その対象となる人々の行動を公権力により制御する機能を持つ」と、条例が一定の公権力を持つことを謳っておられますが、その責任、義務の所在となる市民については、用語の定義を敢えておこなっておりません」とはいかがなものかと思えます。</p> <p>これは、なんのための条例なのでしょう。</p> <p>市民生活を向上させる条例なら、市民に責任を負わせる義務があります。</p>	<p>総則の【条項のねらい】には、「法律や条例は、その対象となる人々の行動を公権力により制御する機能を持つものであり、市民の主體的な活動の領域までもを制御することは、本条例の趣旨に合致しない」と述べています。</p> <p>本条例では、市民の役割として、「互いの権利を尊重し、自らの権利を行使するに当たっては信義に従い誠実に行動する」と規定しています。本条例では、自治の確立を図るため市政運営の基本原則を定めるものであり、市民にとって、自治体がどうあるべきかということの主眼に置いており、この条例によって、市が市民に何かを義務付けることはできないと考えています。</p>

【第2章】市政の主体  
第1節 市民の役割

意見	市の対応
「市民」の定義をきちんと行うべきである。	一概に「市民」といっても、本条例中で表す範囲はさまざまです。選挙権を有する人、市政を信託する人、市政情報を知ろうとする人、行政手続の対象となる人、市内に住む人、市内に学ぶ人、市内で働く人、市民参加する人、草津のまちづくりに関わる人など、これらを定義することにより条項間で矛盾を生じたり、混乱を招く恐れがあるため、敢えて本条例では定義をしておりません。

第2節 議会の役割

意見	市の対応
市民参加の現時点の制度化が議会であるが、議会は選挙と傍聴以外での市民参加の制度はあまりなく公聴会など議会と市民の距離を縮めていく必要がある。「議会は【広く市民の声を聞く機会を設け、】開かれた討議を基本とし、」にしてはどうか。	第6条（市政への市民参加）第3項において、「市は、・・・市民参加の機会を設け・・・」としております。ここでの「市」には、市長（行政）のみならず、議会も含めていることから、この項において議会への市民参加も充実させていくという意図を含んでおります。 また、議会の議会改革に関する議論が活発となってきたことを踏まえ、議会基本条例や個別の改革項目についての今後の議論を注視してまいりたいと考えており、原案通りの表現といたします。
平成20年に制定されている「草津市議会議員政治倫理条例」や後に議論される可能性のある議会基本条例、政務調査費を念頭に、「議会は、前各項に規定する内容の充実を図るための【立法】および調査研究活動に【適正に公開して】努めるものとする。」にしてはどうか。	第11条（情報の管理と公開）第2項において、「市は、市政情報を適正に公開するものとする」としております。ここでの「市」には、行政のみならず、議会も含めていることから、この項において議会における情報の適正な公開をも規定しており、原案通りの表現といたします。

【第3章】市政の基本原則  
第1節 市民参加

意見	市の対応
第7条【審議会の設置】における公募について、具体的な明記がなされていない。 既に市政への住民参加は、間接民主制が補完しているものであるから、このような基本条例には反対である。	市民の市政への参加は、間接民主制によって選挙で選ばれた市長や議員の権能を侵すというのではなく、政策形成の過程で、さまざまな市民の意見を市政運営に反映することが必要であると考えています。選ばれた市長と議員が市民の信託に応えていくためにも、市民参加は不可欠であると考えています。 また、審議会における公募に関しては、本条例を制定した後に、「市民参加」に関する条例にて詳細に定める予定です。

【第4章】市政運営  
第2節 執行体制

意見	市の対応
法令遵守に議会も加えるべき。政治倫理条例は「法律」の遵守のみ規定しており、条例は入っていない。 結果、昨今の草津市議会では条例を無視した行為が行われている。	本条では、あくまで行政としての執行体制の在り方について言及しているものであります。議会においては、議会改革に関する議論が活発となってきたことを踏まえ、法令の遵守や、議会としての市民参加の在り方など、議会基本条例や個別の改革項目について、今後の議論を注視してまいりたいと考えております。

【第5章】危機管理

意見	市の対応
<p>東日本大震災において、草津市も国、他の自治体等との連携・協力体制に基づき、被災地支援を行ったことを受けて、「第23条の3 市民への、【市民から】の迅速な支援ができるよう努めなければならない。」を追加しておいてはどうか。</p>	<p>御指摘の内容は、「支援を受ける場合の体制」のことと思いますが、第23条第1項では、「・・・緊急時の対応と復旧に関する計画を策定するとともに、これを担う体制を整備し、・・・」として、あらゆる支援の体制を整備することを述べています。</p> <p>また、今回の東日本大震災を受け、既定の「地域防災計画」等について、必要な個所を順次見直してまいります。</p>

【第6章】まちづくりにおける協働

意見	市の対応
<p>この条例案の重要な概念であるはずの「協働」について、担当部により遵守してもらうように、「第24条の2 市民及び市は、協働によるまちづくりに必要な情報を共有【、公開、評価】するものとする。」としてはどうか。</p>	<p>市民との協働については、まちづくりにおける市としての基本姿勢を謳っています。</p> <p>ここでは協働における、市民と市の情報共有についての重要性を謳っており、その情報を共有することに対する、その情報自体の公開や評価については言及しておりませんが、政策の評価という観点において、第15条「行政評価」の項目で、政策に対する評価の実施および公表を規定しておりますことから、ここでは、原案通りの表現といたします。</p>

【第7章】国・他の自治体との関係

意見	市の対応
<p>自治体には自治体の役割があり国には国の役割がある。地方自治体は独自の見解で勝手に、安全保障や領土問題に関わる条例や施策をやってはならない。それ以外が地方でないと分からなかったり、特色も発揮できないこともあるだろうから、自治体は国と対等にやっていく、国に提言もしていくという姿勢が必要であると考えている。</p>	<p>自治体は、地方自治法第14条第1項において、法令に違反しない限りの条例制定権があり、また、同法第2条第12項において、地方自治の本旨に基づく法令の解釈、運用を行うことになっております。平成12年の地方分権一括法と地方自治法改正の施行以来、法令上、自治体が行う法令の解釈および運用はすべて自らの責任において行うべきこととなっております。</p> <p>市政運営が、第19条にも規定しているとおりの法令を遵守して行われ、本条例を基本として行われる限り、法令に反することはないと思われませんが、万一、御指摘にあるように、自ら判断した見解が国の解釈と相反し、自治体の政策運営に支障が出る場合は、地方自治法第250条の7に規定されている「国地方係争処理委員会」で判断されることとなります。</p>

【第8章】住民投票

意見	市の対応
<p>外国人に参政権（投票権）を与えることには反対である。</p>	<p>憲法92条の「地方自治の本旨」、地方自治法第2条第12項、同第14条1項によって、草津というまちの課題について市民の意思確認の手段をどのように行っていくかについて、憲法と法令を自ら解釈してその範囲で規定していくことができるものと考えています。</p> <p>住民投票を行う対象をどのように特定するか、具体的には、外国人を範囲に含むかどうか、年齢要件等はどうするかなどについては、より多くの議論が必要であると認識しており、本条例では詳細の内容は定めず、今後検討をする住民投票に関する議論に委ね、「住民投票」に関する条例を制定してまいります。</p>
<p>住民投票条例に詳細を定めるとしているが、今までの話し合い（検討委員会での議論）は何だったのか。</p>	<p>住民投票に関するこれまでの市民検討委員会での議論の中心は、住民の意思を表すことができる最終手段として</p>

<p>ゼロから話し合いをするのか。(前回の検討委員会において実施されたパブリック・コメントにおける) 全国から受けた非難に対しても、論理的な回答にかける。</p>	<p>住民投票制度を設けることと、その際には、十分な市民への説明と、住民同士で広く議論をするべきであるという点でありました。確かに、住民投票に必要な住民の署名数や、投票に必要な要件などの議論も行われましたが、これについては、市民参加と情報公開のもとで、さらなる議論が必要とのことで議論がなされたところであります。</p> <p>住民投票に関する議論に際しては、当然に、市民検討委員会での議論をベースにして始めることとしております。市民検討委員会のパブリック・コメントでは、たいへん多くの御意見を頂戴いただきましたが、これらの御意見も参考とさせていただきますながら、条例制定の段階で検討してまいります。</p>
---	--

【第9章】条例の検証と改正

意見	市の対応
<p>条例に基づく市政運営が行われているかを検証する制度を設けるとしてあります。そのためには、市民参加条例や住民投票条例等を制定する時期を明らかにして（できれば基本条例の提案と同時に）本スケジュールも検証の対象にすることが大切と思います。</p>	<p>市民参加条例や住民投票条例につきましては、基本条例の制定後に市民参加と情報公開のもとで制定に向けて取り組んでまいります。今後の制定に向けたスケジュールについては未定ではありますが、徹底した市民参加と情報公開によって、議論の後戻りがないようにしていくことが重要であると考えています。</p> <p>条例の検証につきましては、条例制定後、どのような内容と体制で行っていくのかを検討してまいります。</p>
<p>改正の必要が生じた場合は速やかに改正しなければならないとしています。それは、当然のことであって、本条項は不必要と考えます。基本条例は、今後30～50年先を見越して制定すべきであって、変化の激しい時代ですが、本条例に自信があるのなら、このような改正について最初から触れておくというのはどうでしょうか。</p>	<p>この条例は、「自治の確立を図る」ことを目的に掲げており、その目的をよりよく実現するために必要があるならば改正するということとして改正の条項を規定しております。</p> <p>当条例案は、市民検討委員会での議論を重ね、さらに、行政や議会での議論を重ねてまいりました。現時点におけるベストな状態といえる案であると自負しておりますが、改正しようにもできないということも想定し、条例の目的をよりよく実現するために改正が必要ならば改正するという、敢えて当然のことではあります。改正の規定を設けています。</p> <p>日本国憲法にも、改正の項目が謳われているのは御承知のとおりです。</p>
<p>検証や改正はするべきだ。形骸化してしまわないようにすることも必要だ。ただ、その検証やオープンにして、多くの市民に知ってもらう必要がある。条例というのは、いつの間にか請願され話し合われて、いつの間にか成立していると言う事が多い気がする。こういうことは市民にも原因があるが、テレビで放送する（NHKのニュース等）など周知を徹底しなければ、検証もそれに寄る改正も、行政のひとりよがりになるだけでなく、市民の混乱も招きかねないだろう。ちなみに検証や改正は議会の仕事であろう。これは間違いないことだと思う。</p>	<p>ご指摘のとおり、本条例の検証や改正については、多くの市民、そして議会の声を反映したものにならなければならないと考えています。</p> <p>検証については、今後どのような体制で行っていくのかを検討していき、また、改正においても、多くの市民の皆さまの声を聴きすべく、それぞれ市民参加と情報公開の徹底により取り組んでまいります。</p>